

## 別に定める事項（行政区）

### 1 助成団体（行政区）数

年間の助成団体は、10 団体を目安に助成する。

### 2 助成金額

1、助成金額は以下のとおりとし、1 団体 50,000 円を上限に助成する。

- 1 自主防災活動 2 万円
- 2 福祉学習会 2 万円
- 3 地域福祉活動 1 万円

助成金は、精算払いとする。

2、事業終了後、速やかに事業報告書を作成し、精算すること。

### 3 助成対象事業

申請団体は、次のいずれかを目的とする活動を行うこと。

- 1 自主防災活動であること（自主防災組織づくり、日赤炊き出し訓練、避難訓練等）
- 2 福祉に関する学習会であること（認知症研修会、在宅介護等）
- 3 地域福祉活動であること（全世帯対象に交流会、地域の清掃や花植え、近隣や高齢者世帯などの友愛訪問等）

### 4 申請条件

- 1 団体に属する社協会員数が、直近 3 年間で 8 割を超えていること。（ただし、特別な事情により社協会員に加入出来ない者は除く）

2 他の助成金を優先し、精算額が不足する場合のみ、この助成金の申請ができる。

3 事業実施前に、申請書を提出すること。事業実施後の申請は出来ないものとする。

### 5 申請期間

毎年 4 月 1 日から 9 月 30 日までとする。

### 6 対象者

対象者を特定せず、子どもや高齢者など多数の参加者を呼び掛け活動すること。

### 7 対象経費

この事業を行うために必要な報酬費、需用費、役務費。ただし、アルコール類、参加者を限定した費用については対象外とする。

## 別 表

### 1 助成団体（行政区）数

年間の助成団体は、10 団体を目安に助成する。

### 2 助成金額

1 団体 50,000 円を上限に助成する。

### 3 内容

申請団体は、次のいずれかを目的とする活動を行うこと。

1、自主防災活動であること（自主防災組織づくり、日赤炊き出し訓練、避難訓練等）

2、認知症学習会であること（認知症研修会、在宅介護等）

3、地域福祉活動であること（全世帯対象に交流会、地域の清掃や花植え、近隣や高齢者世帯などの友愛訪問等）

### 4 申請条件

1、団体に属する社協会員数が、直近3年間で8割を超えていること。（ただし、特別な事情により社協会員に加入出来ない者は除く）

2、他の助成金を優先し、精算額が不足する場合のみ、この助成金の申請ができる。

### 5 申請期間

毎年4月1日から9月30日までとする。

### 6 対象者

対象者を特定せず、子どもや高齢者など多数の参加者を呼び掛け活動すること。

### 7 対象経費

この事業を行うために必要な報酬費、需用費、役務費。ただし、弁当、アルコール類、参加者を限定した反省会や研修会等は対象外とする。

## 別に定める事項（サロン）

### 1 助成金額

1 団体 10,000 円を上限に助成する。

### 2 助成対象事業

活動内容は自由であり、参加者同士が話し合いの中で決定する。

### 3 申請条件

年間 6 回以上の活動を計画する団体は申請することができる。

### 4 申請期間

毎年 4 月 1 日から 9 月 30 日までとする。

### 5 対象者

対象者を特定せず、子どもや高齢者など多数の参加者を呼び掛け活動すること。参加者を限定した活動は本助成金の対象とはしない。

### 6 対象経費

この事業を行うために必要な報酬費、需用費、役務費。ただし、アルコール類、参加者を限定した費用については対象外とする。

## 別に定める事項（ボランティア協力校）

### 1 助成金額

助成金額は以下のとおりとし、1団体 50,000 円を上限に助成する。ただし、申請が多数ある場合は、助成額を調整することがある。

- |                    |      |
|--------------------|------|
| 1 地域と助成団体との連携・協働事業 | 1 万円 |
| 2 福祉教育・ボランティア活動の推進 | 3 万円 |
| 3 その他              | 1 万円 |

### 2 助成対象事業

助成対象事業は次のとおりとする。

- 1 地域と助成団体との連携・協働事業  
助成団体、協力者の増強につながる活動  
地域の方や団体等と協働した活動
- 2 福祉教育・ボランティア活動の推進  
訪問活動  
福祉関係行事への参加・協力  
ボランティア活動  
福祉講座の開催  
当事者との交流・講話
- 3 その他  
本事業の目的達成のために必要と認められる事業及び活動

### 3 申請期間

毎年4月1日から9月30日までとする。

### 4 助成対象団体

南関町内の幼稚園、幼児園、保育園、小学校、中学校とする。

### 5 対象経費

この事業を行うために必要な謝金、保険料、備品費、消耗品費、通信運搬費、光熱費、会議費、その他。ただし、学校の維持管理に係る経費、学校内の環境美化活動（花苗、清掃用具、プランターなど）は対象外とする。